失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出てください。

平成２８年（家）第２２６６号

山梨県北杜市大泉町西井出3000番地　市営山崎団地Ｅ－１号室
申立人　今井恵利沙
本籍長野県松本市蟻ケ崎４丁目５番、最後の住所山梨県北杜市大泉町西井出7287番地39
不在者　今井　健司
昭和57年８月11日生
届出期間満了日　平成29年４月２日

甲府家庭裁判所

失踪宣告

平成２８年（家）第４４５号

本籍北海道札幌市東区北38条東17丁目２番、最後の住所札幌市清田区平岡１条６丁目１番20―1001号
不在者　山田　　明
昭和42年５月14日生
平成29年１月31日失踪宣告審判確定

札幌家庭裁判所裁判所書記官

平成２８年（家）第２７７号

本籍青森県三戸郡田子町大字田子字矢田郎85番地20、最後の住所青森県三戸郡田子町大字田子字矢田郎85番地の20
不在者　清水田ふちの
昭和９年４月26日生
平成29年２月２日失踪宣告審判確定

青森家庭裁判所八戸支部裁判所書記官

平成２８年（家）第３５８号

本籍沖縄県那覇市首里大中町１丁目23番地、最後の住所埼玉県川口市芝下２丁目20番24号第１本多荘102号
不在者　島袋　　弘
昭和35年６月17日生
平成29年２月３日失踪宣告審判確定

さいたま家庭裁判所裁判所書記官

平成２８年（家）第３２１７号

本籍新潟県新潟市西区寺尾東１丁目4568番地３、最後の住所東京都板橋区成増１丁目27番17―509号　ライオンズマンション成増第５
不在者　山崎　明子
昭和44年１月26日生
平成29年２月３日失踪宣告審判確定

東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２８年（家）第８１６号

本籍名古屋市名東区梅森坂４丁目101番地、最後の住所名古屋市天白区梅が丘１丁目613番地サンヒルズ203号
不在者　青井　逸雄
昭和26年６月８日生
平成29年１月31日失踪宣告審判確定

名古屋家庭裁判所裁判所書記官

平成２８年（家）第１０１１号

本籍長野県安曇野市三郷温6916番地ロ号、最後の住所名古屋市中村区太閤１丁目14番５号杉山宗孝方
不在者　神谷　千里
昭和７年４月９日生
平成29年１月31日失踪宣告審判確定

名古屋家庭裁判所裁判所書記官

平成２８年（家）第１２６３号

本籍愛知県春日井市神屋町1635番地、最後の住所東京都目黒区八雲１丁目６番１号太陽神戸銀行寮
不在者　長谷川武紀
昭和40年11月19日生
平成29年１月31日失踪宣告審判確定

名古屋家庭裁判所裁判所書記官

平成２８年（家）第１４４１号

本籍愛知県春日井市東山町４丁目2343番地312、最後の住所名古屋市南区鳴尾１丁目254番地
不在者　加藤　　甫
昭和４年７月13日生
平成29年２月２日失踪宣告審判確定

名古屋家庭裁判所裁判所書記官

平成２８年（家）第１０６号

本籍兵庫県たつの市御津町釜屋306番地、最後の住所兵庫県明石市西新町６丁目127番地
不在者　山嵜　久一
昭和４年１月３日生
平成29年２月２日失踪宣告審判確定

神戸家庭裁判所明石支部裁判所書記官

平成２８年（家）第５１号

本籍熊本県八代市島田町1026番地、最後の住所熊本県八代市島田町959番地の２
不在者　福田　芳治
昭和24年３月４日生
平成29年２月２日失踪宣告審判確定

熊本家庭裁判所八代支部裁判所書記官

平成２８年（家）第２７９号

本籍沖縄県国頭郡大宜味村字喜如嘉585番地、最後の住所不詳
不在者　前田　ウメ
大正10年９月５日生
平成29年２月２日失踪宣告審判確定

那覇家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２８年（へ）第６８号

大阪市西区新町３丁目２番18号
申立人　オダコー株式会社
代表者代表取締役　小田　幹人
権利を争う旨の申述の終期　平成29年２月２日
平成29年２月３日　　大阪簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＢＡ279791
金額　209,099円
支払期日　平成28年10月31日
支払地　大阪市
支払場所　株式会社みずほ銀行西野田支店
振出日　平成28年６月30日
振出地　大阪市
振出人　大熱工業株式会社　代表取締役　石井　亮
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２８年（へ）第５号

大阪府岸和田市臨海町20番地の67
申立人　岸和田金属株式会社
代表者代表取締役　片山　重吉
申立人代理人弁護士　沼田　洋祐
権利を争う旨の申述の終期　平成29年１月31日
平成29年２月２日　　高松簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　ＥＣ101406
金額　10,000,000円
支払期日　平成28年11月30日
支払地　高松市
支払場所　株式会社百十四銀行本店営業部
振出日　平成28年８月31日
振出地　大阪市西区靱本町１丁目10番24号
振出人　富士鋼材株式会社　取締役社長　富家　靖輔
受取人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　ＥＣ101407
金額　1,337,177円
⑵の約束手形の支払期日、支払地、支払場所、振出日、振出地、振出人、受取人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第６３号

神戸市中央区下山手通５丁目７番15号　グローリー山手ビル３階、商業登記簿上の本店所在地神戸市須磨区潮見台町４丁目３番12号
債務者　株式会社森本商店
代表者代表取締役　森本　　勇
１　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊藤　正治
４　破産債権の届出期間　平成29年３月21日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年５月25日午前11時
６　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

神戸地方裁判所第３民事部